

## 学則・実施要領等

(研修事業者の名称、所在地)

第 1 条 本研修は下記の事業者が実施する。

(1)名称 トータル・メディカル津沢株式会社

(2)所在地 富山県高岡市佐野 1095 番地 2

(講義・演習の実施場所)

第 2 条 本研修は下記の実施場所で行う。

(1)名称 トータル・メディカル津沢株式会社 デイサービスひだまり 研修室

(2)所在地 富山県高岡市佐野 1095 番地 2

(研修事業の目的)

第 3 条 本研修は、高齢化の進展により介護が必要な要介護者等は増加傾向にあり、安心してより良い生活ができるような介護サービスの中心となる人材育成を図るため、必要とされる基本的な知識・技術を有する質の高い介護職員の養成を行う。

(研修課程及び形式)

第 4 条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下研修という）を実施する。

介護職員初任者研修課程 通信制

(研修事業の名称)

第 5 条 研修の名称は、次のとおりとする。

ひだまりアカデミー

(研修の期間)

第 6 条 概ね 4 ヶ月とする。

(研修カリキュラム)

第 7 条 研修カリキュラムは別紙に定める。

(受講定員)

第 8 条 各コース 15 名とし、定員になり次第締め切る。

(受講料)

第9条 受講料は次のとおりとする。

(1) テキスト代込 45,500円(税込)とする

(使用教材)

第10条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

(1) テキスト 「介護職員初任者研修テキスト」 中央法規出版株式会社 発行

(2) 備品 介護用ベッド、車椅子、杖、ポータブルトイレ他

(遅刻・早退・欠席の扱い)

第11条 遅刻及び早退は、別に定めるスケジュール表において該当する時間帯についていかなる理由であっても欠席とみなす。

(振替受講と補講の取扱い)

第12条 振替受講の取扱いについては次のようにする。

(1) 受講者は、研修期間内においてやむを得ない事情等で欠席した場合、同時期もしくは次回以降に開催する介護職員初任者研修の同一科目を、欠席届の提出により振替受講できるものとする。

(2) 受講者は、当社が認めるやむを得ない事情で欠席し、修了年限内に修了できないと判断された場合、改めて日を設け補講(有料)を受けることができる。

(募集手続)

第13条 募集手続は次のとおりとする。

(1) 当社指定の申込用紙(ホームページからもダウンロード可)に必要事項を記入の上、期日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で申し込みは終了する。

(2) 当社は、書類審査の上、受講者の決定を行い、受講決定通知書並びに教材を受講者宛に送付する。

(3) 受講決定案内を受けた受講者は、指定の期日までに受講料等を納入する。

(科目の免除)

第14条 実習を実施し、実習の一定時間を科目時間にした場合、科目免除を実施する。科目の免除を受けようとするものは、「実務経験証明書」を提出する。当社は、書類審査の上、免除の決定を行い、受講者宛連絡する。

(通信課程の実施方法)

第 15 条 通信課程に関しては次のとおりとする。

(1)実施方法

添削課題を期日までに提出する。合格点に達しない場合、合格点に達するまで再提出する。再提出を求められた場合、別途再提出利用料を支払い、一週間以内に提出するものとする。

(2)評価方法

各項目 70 点以上を合格とする。問題に関しては、達成度を A (100～85%)、B (84～70%)、C (69%以下) 判定とし、B 判定以上を合格とする。

(3)受講生への対応

添削問題に関する質問等については、下記の方法にて受け付け、必要に応じ講師に照会する。

E-mail : gakkou@hidamari-tmt.jp

FAX : 0766-25-3955

(修了の認定)

第 16 条 修了の認定は第 6 条に定めるカリキュラムにおいて、スクーリング全日程の出席、2 回の通信添削課題の合格、「こころとからだのしくみと生活支援技術」の介護に必要な基礎的知識の理解度確認および生活支援技術の習得度確認における合格、修了試験の合格が確認された受講生、および受講料等が完納されている者を修了者と認める。合格基準については、第 15 条 (2) 評価方法と同様とする。

(受講取り消し)

第 17 条 受講生が当社の定める諸規定を守らず、次の行為のあった者には受講の取り消しを命ずることがある。

(1)学力劣等で、修了の見込みが無いと認められる者。

(2)正当な理由がなく、出席が常でない者。

(3)修了試験で不正な行為を行った者。

(4)その他、研修の秩序を乱していると認められる者。

なお、自ら退学する場合は、受講生は「退学願」を提出する。

(修了者の名簿掲載)

第 18 条 修了者名簿を作成し、「介護職員初任者研修事業実績報告書」とともに県へ提出する。

(講師)

第 19 条 「富山県介護職員初任者研修実施要綱」(平成 27 年 4 月) 第 5 条の講師要件に定

める講師が行う。

(その他研修に関する留意事項)

第20条 研修事業を実施するにあたり、次のとおり必要な措置を定める。

- (1)本人確認は、初回研修時に公的証明書（免許証、パスポート、健康保険証、年金手帳、住民票、戸籍謄本等）で確認する。
- (2)講義・演習等で知り得た個人情報は、プライバシー保護の観点から守秘義務とする。
- (3)受講者は筆記用具等を用意し、実技学習には動きやすい服装、及び別途指示する物を持参する。

(施行規則)

第21条 この学則に必要な細則、及びこの学則に定められていない事項で、必要があると認められる場合は、当社が定めることができる。

(附則)

この学則は平成27年10月1日から施行する。